

主な指摘事項【認知症対応型共同生活介護】

区分	項目	指摘内容	文書指摘 件数
運営	内容及び手続の説明及び同意	<p>重要事項説明書及び契約書について、以下の点において不備が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用料の利用者負担額について、1割負担の内容のみの記載となっていた（2割・3割負担についても記載すること）。 ・法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合（償還払い）について、利用者に対してサービス提供証明書を交付する旨を明記すること。 ・利用者に対するサービス提供に関する記録、苦情の内容等の記録、事故対応に係る記録等その他の諸記録の保管について、保存期間が2年間とされていた（市条例に則り5年間とすること）。 ・令和元年度10月報酬改定（消費税率引き上げ）について、当該説明を行った日時・方法・対象者の記録及び保存ができていない。 ・重要事項説明書及びその他同意が必要な文書について、同意の日付の記載がないものが散見された。 	2件
運営	指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護従事者その他の従事者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上開催すること。また、新規採用時には、必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。 	1件
運営	運営規程	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用料金の記載について、1割負担の内容のみの記載となっていた（2割・3割負担についても記載すること）。 ・非常災害対策に関する事項が定められていなかった。 	1件
運営	運営基準	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての従業者に対し、身体的拘束等及び虐待の防止に関する研修を年1回以上実施し、その記録を保管すること。 	1件